



提言：グローバル金融センターとしての東京に向けて

2007年3月16日

国際銀行協会

〒107-6014 東京都港区赤坂1 - 1 2 - 3 2 アーク森ビル14階

電話 (03) 5545-7511

ファックス (03) 5545-0502

E-mail: g-info@ibajapan.org

提言：グローバル金融センターとしての東京に向けて

目 次

国際銀行協会会長のご挨拶	1
概 要	2
第1章 はじめに、ビジョン	5
第2章 日本政府のコミットメント	8
第3章 金融セクターの監督・管理	11
第4章 金融コングロマリットを受容する規制・監督体制の確立	15
第5章 日本の証券取引所の強化	18
第6章 ヘッジファンドにとっての東京市場の魅力の向上	20
第7章 より支援的な税制の実施	23
第8章 人事に関する問題	25
第9章 グローバル金融センターとしての東京の重要性を高めるためのその他の支援措置 ..	31
添付： 国際銀行協会会員リスト	33

国際銀行協会会長のご挨拶

2007年3月16日

国際銀行協会は、1984年の設立以来、日本の金融サービス業界におけるビジネス機会の拡大に対応して発展を遂げてまいりました。今日、5大陸21か国から65の金融機関が当協会の会員となっております。当協会の会員は、日本国内に拠点を置く金融グループ、銀行、証券会社及び駐在員事務所で、それらの従業員総数は15,000名を超え、その95%以上が日本人です。当協会は、専ら外国銀行業界と外資系証券業界の利益を代表する日本で唯一の業界団体であります。

当協会の会員の在日幹部は、日本の金融セクターの発展に深い関心を有しています。実際に、自らが属するグローバルな組織のなかにおいても、在日幹部は対日投資の拡大を最も強く主張する者であり、東京をグローバル金融センターとしようとする日本政府の姿勢を強く支持しています。会員企業のグローバルな性格を勘案すると、在日幹部はこの点について意見を述べるにあたって、ユニークな立場にあると言えます。

当協会は、東京をグローバル金融センターに変貌させるのに、今が最大の好機が存在していると考えます。本書では、これを実現する方法として、建設的で実務的な提言をするよう努めました。

当協会は、日本の政府機関、なかでも金融庁と永年にわたり対話を通じた良好な関係を築き上げることが大切にしてまいりました。本提言が東京をグローバル金融センターにするという共通の目標達成に役立つものと確信いたします。当協会は、本書の提言について今後さらに、皆様と詳細な意見交換を行う機会を心待ちにいたしております。

国際銀行協会会長

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長兼 CEO

郭 宝樹 (Paul Kuo)

概 要

当協会は、日本の金融セクターの発展を促進する方法を見いだすために、日本の当局、特に金融庁と永年にわたり建設的な協議を行ってきた。本書は、東京を真にグローバルな金融センターにするという目標を実現するための具体的な方策について検討する9つの章で構成されている。

第1章では、日本の金融サービス業界にはさらなる発展を目指すことができる潜在的能力が存在することを指摘する。金融サービス業界の発展は、日本経済を多様化し、さらに多くの良質なやりがいのある仕事を創出することに資する。本章では、2015年の東京のあるべき姿について、当協会のビジョンを紹介する。当協会は、東京の金融センターとしての主要な強みは豊富な資本プールにあり、より多くの上場、特にアジアから新規の上場を誘致することは、その発展の重要な方策となると考える。他国の経験に鑑みれば、日本が本書で提言するような積極的な改革のための政策を実施することができれば、金融サービス業界が国内総生産（GDP）や雇用を牽引し、確実に安定した日本経済全体の基盤となる好機が存在している。

第2章では、政府の役割と他国の経験について検討する。グローバル化が進む世界では、大規模な金融セクターを有する国は、常に自国の競争力を見直す必要がある。東京はすでに重要な金融センターではあるが、当協会は、東京をグローバル金融センターとして発展させるためには更なる課題があるという点で日本政府と同意見である。これらの課題は、官民の努力の結集に支えられた日本政府の強固なコミットメントによって2015年までに克服可能であると確信している。こうしたコミットメントは、内閣府の下に官民共同の「金融セクター推進機構（仮称）」（FSPO）を設置することによって示すことができる。FSPOの目的は、例えば、よりダイナミックな金融サービス労働市場を促進し、さらに多くのアジア企業の上場を誘致し、東京の利点を海外でマーケティングすることにより、グローバル金融センターとしての東京の発展を推進させることにある。

第3章では、日本の金融セクターの規制・監督体制の改革について提言を行う。一貫性、実効性、効率性及び透明性の4つを基本原則とする新たな規制・監督体制の創設についての検討を提言する。このような体制の構築のためには、目まぐるしく進展する金融イノベーションへの対応力を高めるべく、統合され、独立した権限のある規制・監督機関の設立が考えられる。

第4章では、近年日本や他国でも実行されている金融コングロマリットに対する規制・監督の改革について検討する。当協会は、日本政府に対し、他国の経験を検討し、経営の監視と効率を高めるために、金融コングロマリット内部での法人間隔壁を義務付けるいわゆる「フ

「アイヤーウォール」規制の緩和について真剣に検討するよう提言する。さらに、この点については暫定的な施策も提言する。

第5章では、東京をアジア地域で上場するのに最も魅力的な市場とすることによって、グローバル金融センターへと推進する機会について述べる。しかしながら、この機会を現実のものとするには、現在東京市場での上場に課せられる規制及び費用の負担を軽減することが不可欠である。さらには、日本国内の証券取引所の数を減少させ、存続する取引所については、取引障害やその他のショックに対する復元力を高め、取引所に上場する商品の種類も大幅に拡充すべきである。アジアの成長企業の上場を誘致するために、特にプロ投資家からの資金調達に特に重点を置いて、特別なインセンティブの供与や取引所の仕組みを構築することが考えられる。

第6章では、ヘッジファンド業界にとって東京を魅力的なものにするための方策を導入することの重要性について述べる。現在、日本を投資対象としたヘッジファンドの拠点は、そのほとんどが海外に置かれている。これを変えていくには、(1)ヘッジファンドのマネジャーが単一の組織ですべての業務を行うことができるよう規制を変更し、(2)課税上パートナーシップ持分を合算する税法の見直しを行う等、ヘッジファンドに対する税負担を軽減し、(3)情報開示義務を他の主要地域のそれと整合性のあるものにするることによって、規制・租税環境をヘッジファンドの誘致により効果的なものにするのが重要である。

第7章では、金融セクターの活性化策として、特に貯蓄から投資への動きを促進するために、いくつかの税制改正について提言する。こうした租税措置には、年金制度に対する税務上の優遇措置や、投資促進を支援するキャピタルゲインや配当課税の改正が含まれる。さらに、日本の租税条約の改善、法令の策定や税務執行面における民間とのよりオープンな協議手続の実施及び租税制度の運用面における改善についても提言する。

第8章では、東京がグローバル金融センターとして発展するために不可欠な有能な人的資源の重要性について述べる。当協会は、次の4つの分野に関して提言を行う。

- (1) 教育（学校におけるより実用的な英語教育、若い学生を対象とした「金融能力」向上のための学校教育、大学でのプロフェッショナル向けの教育・研修、企業における金融業務習得のためのインターンシップの拡大）
- (2) 入国管理政策（職場での女性及びプロフェッショナルの数を増やすためのより開放的な入国管理政策）
- (3) 労務管理（「ホワイトカラー・エグゼンプション」等の施策によるより柔軟な労務

管理の提言)

- (4) 税制（日本で外国人が長期にわたり専門能力を発揮する機会を提供するために、直近10年間のうち5年以上日本に滞在した外国人に対する現行税制の緩和）

最後の第9章では、グローバル金融センターとしての東京の重要性を高めるための追加的な施策について述べる。これには、(1)国際的経験を有する法務・会計の専門家の増員の必要性、(2)法令の立案、起草段階において、よりオープンな事前協議を通じて民間の意見を取り入れること、(3)成田空港への代替輸送機関の導入、羽田空港の国際線就航能力の大幅拡充による、東京都心部への移動時間の短縮策などがある。

第1章 はじめに、ビジョン

(a) はじめに

1996年の金融「ビッグバン」の開始以降、日本の金融セクターでは大幅な規制緩和が実施され、金融サービスの利用者、提供者の双方がその恩恵を受けている。この10年間に、当協会会員、特に証券会社は日本でのプレゼンスを拡大している。他方、外国銀行の日本でのプレゼンスは概して横ばいで、なかには在日拠点を縮小ないし閉鎖したものすらある。

ここ15年間のアジア及びグローバルな金融サービス業界を取り巻く大きな変化のなかで特筆すべきものとしては、次のような事項を挙げることができる。

- 外国金融機関の重要な拠点ないし「ハブ」として香港及びシンガポールの地位の上昇
- 経済大国としての中国及び中国本土の金融センターとしての上海の台頭
- 各種デリバティブ商品や代替投資商品（プライベートエクイティ、ヘッジファンド等）の重要性の増大など、金融商品・サービス業務の高度化の進展
- 合併や経営統合による内外金融機関の「メガ・グループ化」
- アジア市場とグローバル市場における金融センター間の競争の増大

1990年代の終わりから2005年頃まで、日本の金融監督当局は、主に都市銀行の事業再構築の推進と不良債権処理の促進に重点を置いてきた。当局と都市銀行の努力に景気回復も重なり、現在、日本の銀行システムは健全な状態にある。ただし、その激変のさなかに、アジア及びグローバルな市場においては、さまざまな事象が急速に展開したことに留意すべきである。したがって、今こそ、業界、当局の双方が東京をグローバル金融センターとするために、施策を含めて、将来のビジョンの構築に努力を傾注するのにふさわしい時期であるといえることができる。

国内の製造業という基盤に対する国際的な競争圧力の増大にさらされていること考慮すれば、高付加価値の知識集約型のサービス業、特に金融サービス業をさらに発展させることは、日本にとって不可欠である。金融サービス業の強化によって、国内経済に必要な刺激を与え、製造業ばかりでなく他の産業の活性化を図ることができる。すなわち、金融サービスセクターの拡大は、日本経済の多様化と現代化に貢献する。

他国の経験に鑑みて、日本の金融サービス業の地位の向上は、経済全体に重要な波及効果

をもたらすものと考えられる。金融サービスが次世代にわたって日本の成長の新しい牽引力になることは明らかである。

日本の金融セクターを活性化する試みにおいて注目すべきことは、東京は他の金融センターに比較して既に多くの優位性を具備しているということである。その最たるものは、東京が日本の巨大な金融資産プールを抱える金融センターであるということである。さらに、その金融資産によって世界で最も成長が著しいアジア地域の投資欲求に応えることができ、即ち東京が資本の需給を対応させる基幹的な役割を果たすことができる。

日本が高度に教育され洗練された労働力を有していることも、大きな優位性である。さらに、多くの点において東京は世界の「メガ・シティ」の中で最も優れたインフラを有している。最後に、東京はトップクラスのグローバルな才能を惹きつける上で欠かせない質の高い生活環境を提供している。

(b) 2015年に向けての当協会のビジョン

将来のビジョンが説得力のあるものであるためには、人の想像力をかき立て、目標の正当性に対する信念を植え付けることによって、困難な調整作業が必要となる者の情熱を十分に駆り立てるものでなくてはならない。その意味で、当協会では、東京のグローバル金融センターとしての将来について、その成功した姿を思い描くことから検討作業を始めたい。当協会がビジョンとして考える2015年の日本の市場と金融サービス環境は、次のようなものである。

- 東京は、アジア地域で最大かつ、最も躍動的な金融市場である。
- 「日本型」金融イノベーションモデルが、世界標準とされる。
- 金融セクターは、自由で高度な競争が行われる市場として、機関投資家及び個人顧客に対して、多種多様な商品の選択肢と健全なアドバイスを提供し、個別のニーズと目標に最も相応しいソリューションを提案する場となる。
- 資本市場は、21世紀型日本経済を構築していく上で、企業の国内外での業務拡大、再構築、M&Aなど、資金調達及び企業に対する助言業務において不可欠のものである。
- 高度に発展した資本市場は、銀行借入への過度な依存によって生じる経済の安定性を損なうリスクを軽減する。
- 金融監督機関は、業界及び海外の金融監督当局から、規制・監督行政において実務の先進

的なリーダーとして評価されている。

- 金融サービスセクターは、広く日本の社会から、魅力的、知識集約的で、かつ、やりがいのある仕事を創出する産業として認識されている。

当協会のビジョンでは、一連の明確な目標と優先事項を定め、それを確実に実行していけば、東京は、2015年までに真に国際的で、しかも紛れもなく日本の主要な強みを生かした市場となることができる。当協会が考える2015年の東京では、個人金融資産のプールが「貯蓄から投資」に移行し、それが東京市場再生の触媒となろう。日本の巨額な国際的指向の投資需要を、注意深く工夫され、かつ、擁護されるべき質と信頼性の高い市場基準をその参加者が保持し、保証する市場とうまく結合することによって、はじめて東京市場の再生は可能となる。過剰規制を排除して外国企業の日本上場が着実に増加していけば、証券会社は、金融商品の調査、トレーディング及び売買委託・仲介業務に対する投資を拡大し、市場・商品情報が集積されてくれば、資金運用業界もこれらの商品を無視することができなくなるであろう。

東京市場は、日本の巨額の投資資金へのアクセスを切望する金融業界だけでなく、プロ投資家向けのアジア地域の店頭市場の取引参加者、さらに弁護士やコンプライアンス専門家からリスク管理専門家や会計士まで、金融サービス業界が機能する上で必須のプロフェッショナルを引き寄せるように配慮しなければならない。加えて、東京は、大幅な時間差の中でオペレーションを行っている、グローバルな金融機関のアジア地域本部に当然なるべきである。

金融プロフェッショナルの労働市場の発展には、金融業界で能力を発揮できるような高学歴で意欲的な人材の供給をするために、金融教育に焦点をあてたプログラムが創造されなければならない。これは、国外からの有能な人材の移住を推進し、最も高品質の生活という意味で世界のベストに入る東京に、海外の人材を積極的に惹きつけることで、加速することができる。

当協会は、東京市場が金融業務のすべての面において海外の金融センターと同等となることを提言するものではない。例えば、すでに巨大な国内市場が存在している状態で、オフショアの富裕層向け資産運用業を創出するために法制度や税制の枠組みを変更する必要はないし、そうすることは賢明でもない。さらに、付加価値の高いサービスや顧客層だけに重点を置いていると、アジア地域の金融センターとしての地位をより低コストな別の市場に譲ることになる。

第2章 日本政府のコミットメント

2006年10月に「アジア・ゲートウェイ」構想の議論が開始され、その後2007年1月には、日本の金融・資本市場の国際化を強化する施策を検討する2つのスタディグループを立ち上げることにより、安倍政権は、この分野において多大な努力が必要であるとの考えを明確に打ち出した。日本政府と同様に、当協会の会員である在日金融機関も、外国金融機関の誘致と、国内及びアジア地域市場双方の強化を目的とした競争が、アジアの主要都市間で繰り広げられていることを強く感じている。他の金融市場における現況を検討することは、今後の進路を示すためにも有用であると考えます。

(a) 国際市場の状況

ニューヨークをはじめ、最近国際競争力強化のための見直しを行った海外の主要な金融センターにおいては、優先事項を明確化し、かつ、適切な政治・行政サポートを行うことが必要であるという一致した考えを持っている。例えば、マッキンゼーの最近の報告書（「グローバル金融サービスにおけるニューヨークと米国の優位を維持するために」（Sustaining New York's and the U.S.' Global Financial Services Leadership）は、米国内外におけるニューヨークの金融サービス業の利益を擁護するために「知名度の高い指導者をトップに据えた官民共同の私的なジョイント・ベンチャーの設置」を提言している。同報告書は、マイケル・ブルンバーク・ニューヨーク市長とチャールズ・シュマー上院議員（ニューヨーク州選出）の依頼により作成されたもので、両人もその提言内容に賛同を示している。

英国では、ゴードン・ブラウン蔵相が、2006年3月の予算案において、世界各地において英国の金融サービス業を更に発展させるための戦略を唯一のものとして官民が協力して遂行するための重要な施策を公表した。ブラウン蔵相は、実際に、2006年10月18日、ロンドンに拠点を置く金融サービス業界の幹部との会議で自ら議長を務めることにより、その真剣な取り組みを示した。このグループ会議には、30名を超える英国内外の企業の最高経営責任者（CEO）や上級経営幹部のほか、金融サービス機構（FSA）長官とイングランド銀行副総裁も出席した。

シンガポールは、国内金融市場の国際化を推進するために公的政策が果たすことができる役割を示す好例となっている。1990年代まで、外資系金融機関が東アジア地域における業務の統括拠点としていたのは香港であった。しかし、シンガポール政府は、国の優先政策として、優遇奨励策を導入制定し、それを積極的にマーケティングすることによって、外資系金融機関から極めて多額の投資を呼び込むことに成功している。シンガポールは、また、国内外のビジネススクールと競合しうる大学を新たに設置している。同国における金融サービスセクターの推進は、政府機関である経済開発庁（Economic Development Board）と金融規制・

監督機関兼中央銀行であるシンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) (MAS) が分担している。シンガポールの成功は、現在、金融サービスセクターが国内総生産 (GDP) の10%超を占めていることから明白である。

香港では、金融サービス業が経済の柱であり、2004年のGDPに占める割合は12%を超えている。香港投資推進局 (InvestHK) や香港貿易発展局 (Hong Kong Trade Development Council) のような推進策に特化した機関が、金融サービス業界に香港の魅力をマーケティングする重要な役割を担っている。金融監督機関兼中央銀行である香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority、HKMA) の主な目標のひとつは、金融センターとしての香港の重要性を維持することであり、「HKMAは、国際金融センターとしての香港の地位を維持できるよう安全で効率的かつ信頼できる金融市場基盤の促進に取り組む」としている (HKMA2005年アニュアル・レポート、19頁)。

(b) 日本における金融セクターの促進

当協会は、日本の当局がグローバル金融センターとしての東京の地位向上を促進する努力を強化するうえで、他の市場の経験から重要な教訓を学ぶことができると考えている。他国から得られた結論は、金融センターとしての地位を向上させるためには、選挙で選出された政策決定者からの指示を受け、かつ民間からの十分なインプットによって確たる根拠を与えられたトップレベルの行政機関が重要な役割を担っているということである。

金融セクター推進機構 (仮称) の役割は、以下のような東京の有利性をさらに推進するために、的を絞ったマーケティング活動を実施することである。

- アジア最大の流動性プール
- 教育水準の高い労働力市場
- 世界の「メガ・シティー」としての最高の公共インフラ
- 他の金融センターと比較して、良好な治安状況及び低い犯罪発生率
- ダイナミックな都市環境を備えた「世界クラスの都市」

提言：当協会は、日本政府に対し、金融サービスセクターが経済成長の重要な推進力であり、日本の金融サービス業界と金融サービス市場を世界にさらに開放することが日本の国益となる旨を明確に表明することを提言する。

こうしたコミットメントを表明するために、当協会は、日本政府が、国内外の金融機関専門家や他のステークホルダーがこぞって参加し、民間部門の代表者を長官とする官民共同の「金融セクター推進機構（仮称）」（Financial Sector Promotion Organization: FSPO）を内閣府直轄の機関として設置することを提言する。FSPOの目的は、例えば、(1)よりダイナミックな金融サービス労働市場の育成のために国に働きかけ、(2)新規上場や、ヘッジファンドによる資金運用、資本調達等の市場としての東京の利点を海外、特にアジアに力点を置いてマーケティングし、(3)グローバル金融センターとしての東京の地位を強化する施策を提唱する代弁者として活動することにより、主要な金融センターとしての東京の発展を推進することにある。

第3章 金融セクターの監督・管理

日本の金融セクターの監督・管理が現在のように発展してきたことは、日本政府と規制・監督当局の多大な洞察力の賜である。当協会は、一貫性(consistency)、実効性(effectiveness)、効率性(efficiency)及び透明性(transparency)の4つの基本原則にさらに焦点を当てることで、規制基盤が一層強化されるものとする。

(a) 4つの基本原則

(i) 一貫性

提供される金融商品がより複雑化するにつれて、金融サービス業界に対する規制の一貫性を維持することが極めて重要となる。規制が次第に高度化する金融商品の発展に追いつけなくなると、投資家の保護は低下してしまう。それに対し、例えば、預金、保険、商品取引、証券等の取引等の金融商品全般に対して、横断的に一貫性のある規制対応を図ることは、規制・監督機関と投資家の双方にとって最善の利益となる。

(ii) 実効性

実効性のある規制は、十分な数の執行に当る適格な人材とともに、規制・監督機関の定めるグローバル・スタンダードに適合したルールを保証することによって、最大限の投資家保護を図ることができる。こうしたルールの起草作業は、パブリックコメントの広範な活用等、規制・監督機関の内外の民間の実務者と活発な意見交換をした上で行われるべきである。民間金融業界の専門家が規制・監督機関で働く機会が増えれば、規制・監督機関が金融商品の開発の知識やこれまで民間部門に限られていた法務・会計の専門家の知識を活用することができるようになり、規制・監督の実効性を高めることが期待される。

(iii) 効率性

規制の効率性は、前述の一貫性と実効性の原則が実行された結果もたらされるところが大きい。それは、その結果としてルールの重複(そして潜在的に一貫性に欠けるルール)を回避することができるためである。重複する検査や当局への報告は、こうした効率的な環境の下では除去することができる。業界の専門家が多数スタッフとなっている規制・監督機関が、すべての金融商品を横断的に一貫した規制対応を図ることによって、金融商品取引法(以下、「金商法」という。)の施行により期待される以上の確固たる費用効果分析が可能となる。

(iv) 透明性

規制の透明性によって、市場参加者全員が規制が期待していることをより明確に把握することができ、民間部門の経営者は、より効果的に業務運営を行うことができる。規制・監督機関による個別の行政処分の理由について十分な情報開示があれば、金融機関は、最適な内部管理体制を確保するための方策についてより徹底して理解することが可能となる。

(b) 金融行政の規制・監督体制に関する提案

(i) 全金融商品を対象とすること

規制・監督体制の一貫性を最も容易に確保するには、すべての金融商品に対する監督を一元化することである。そのことにより、重複した規則、検査、規制・監督機関への報告が回避され、限られた資源の効率的な利用が可能となる。一元的に金融商品を取り扱うことにより、政策の立案・起案の実効性と透明性も極めて高いものとなる。すべての金融商品の監督権限を有する機関に検査業務を一元化することによって、事業活動の監視の実効性、一貫性及び透明性が確保される。金商法は、この目標達成に向けて大きな前進となるものの、すべての金融商品に対する監督体制を一元化するものではない。この点については、金商法の次の改正作業段階で考慮されるべきである。

(ii) 業界との連携

業界との頻繁な対話は、金融機関とその規制・監督機関との間で絶えることのない情報の流れを確保する上で重要である。新たな法案に関して適切なパブリックコメント期間を設けることは、規制・監督機関とのコミュニケーション・チャンネルを強化する。また、以下(iv)で詳述する業界がその費用分担をする規制・監督機関における就業の機会が増大することによって、金融サービス業務に精通した適任の人材の民間から公的機関への異動が増えることになる。また、専門家の総数を現在の低水準から増やすとともに、幹部レベル・一般職員レベルの双方において金融サービス業界からの雇用を推進することを検討すべきである。

(iii) 基本原則（プリンシプル）重視の規制

基本原則に基づく規制は、規制・監督機関に対する信頼の程度を決定づけるものである。国際的に認められた規制基準が優先的に適用されるものの、主要な国際市場では、各国経済の願望という文脈の中で、政府の長期的な金融市場目標を反映した各地域独自の特色のある規制が維持されるものである。基本原則重視の規制は、また、規制・監督機関による処分等

に対する予測可能性を高める。さらに、法的拘束力のあるガイダンス内容を組み入れ易くなることから、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」やノーアクションレターなどの手段を通じた公的な書面による法令解釈の効率性が高まる。

(iv) 統合され、独立した権限のある規制・監督機関

すべての金融商品を統合し、適切な所管省庁の監督下に設置され、総合的な監督権限を有する民間による費用分担される規制・監督機関を創設することにより、前記(a)(i)から(iv)で強調した4つの基本原則で示された理念に対処することができ、最も適任の専門家に規制の策定と監督業務を委託することにより、消費者保護を図ることができる。また、このような規制・監督機関は、総合的な金融商品の取り扱い、業界との対話、基本原則重視の規制という基本的問題に対応することができる。

すべての金融セクターを対象とした政策の立案と法案の起草は、新しい規制・監督機関を監督する省庁の担当となるが、新たに設立される規制・監督機関は、通常の検査を含み統合された金融セクターの監督について責任を負うことが考えられる。また、かかる規制・監督機関は、現在金融セクターを監督している日本証券業協会、東京証券取引所、金融先物取引業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会をはじめとする自主規制機関を吸収・統合することも考えられる。

特に銀行、証券会社、資産運用会社、保険会社が提供する商品の類似性が増大している状況下においては、これらの機能を単一の規制・監督機関に統合することにより、複雑さが増しつつある金融商品に対して一貫した規制対応を図ることを可能にする。

このような規制・監督機関の設置・運営資金は（少なくともその一部は）業界から拠出されることとなるため、金融セクターの監督に対する納税者の負担が最小限に抑えられることになる。さらに、魅力のあるキャリア選択が期待できるため、業界の適任専門家が民間から規制・監督機関に転職する機会が増えることになる。こうした状況が整備されれば、「民間」での新商品の開発からその規制・監督体制が確立されるまでの時間差を最小化できるので、規制の実効性は最大限に高められる。規制・監督機関の幹部レベルと一般職員レベル双方に適任の業界の専門家を多く配置することにより、民間金融機関に対するアクセスを改善し、業界との実効的な対話を促進することができる。

規制・監督機関が基本原則重視の規制体制を整備すれば、市場参加者が規制・監督機関の期待を明確に把握することができるようになるため、透明性も最大限に高めることができる。さらに、現在の自主規制機関の自主規制機能を統合し、すべての金融商品の通常検査機能を

一元化すれば、規制、規制・監督機関への報告、通常検査等の重複が排除され、監督を受ける金融機関は、自社の商品が具体的にどのような規制を受けるのかを明確に理解できるようになる。

こうした規制・監督機関を設置することは、実現可能な理念であり、日本市場特有の主要な原則や伝統的な規制・監督の実務を維持しつつも、すでに成功している国際的な規制モデルを取り入れて、その実現に向けて多くの措置がすでに講じられている。

第4章 金融コングロマリットを受容する規制・監督体制の確立

日本は、金融コングロマリットの規制・監督について主要国の中でも独自のアプローチをとっている。他の主要市場の規制・監督機関は、金融コングロマリットが営む金融サービス業務（例えば、銀行業、証券業、信託業、投資顧問業等）を厳格に分離することなく規制・監督を行っているのである。

(a) 米国その他の状況

米国では、厳格な「ファイヤーウォール（業務隔壁）」（すなわち、銀行業と証券業の分離規制）の必要性について各方面から疑問が投げかけられてきたが、永年にわたる論争を経て、1999年に、過去数十年間において米国で最も重要な金融法のひとつである「グラム・リーチ・ブライリー法」（GLBA）が施行された。GLBAは、「1933年グラス・スティーガル法」（GSA）、現在とは異なる金融・経済の遺物、即ち1929年の株式市場崩壊の後遺症とでもいうべき法律にとって代わった。GLBAは、GSAの2つの重要な条項、すなわち 銀行が証券引受業務を「主たる業」とする組織の関連会社となることを禁止する第20条と、 同じ親会社の下で、個人が、銀行と証券関連会社の関係者となること（「人的兼職」又は「兼職」）を禁止する第32条を廃止した。

英国では、役員や取締役の兼職に関する規制は存在しない。但し、社内規則・手順によって、一般的な守秘義務や利益相反防止義務を遵守するため、個人の兼職を制限する場合がある。他方、英国の金融機関は、守秘義務に関する規制の適用を受けており、一般原則として、秘密情報や内部情報の共有が禁止されている。こうした情報の管理を行うために情報隔壁及びその関連規制並びに情報開示などの方法が講じられている。

同様に、アジアでも、**香港とシンガポール**では、別々の法人（銀行支店、証券会社等）の間の「ファイヤーウォール」規制について明文の規定はないが、適切な内部統制（業務の十分な監督、独自の検査・監視、職務分掌）の確保、堅固な「情報隔壁」対策による内部情報の保護、顧客情報の秘密保護を徹底することを条件として、営業、サポート要員共に他の法人の業務を兼職することを認めている。さらに、監督機関は、業務の兼職による利益相反が最低限に抑えられ、適切に管理されるとともに、当該個人や組織が適切な権限及び資格を有することを期待している。

(b) 日本における進展

橋本政権による1996年の金融「ビッグバン」の金融コングロマリットに関連する一つの朗

報は、金融持株会社の解禁であった。2001年に、金融庁は、証券取引法第65条と第45条関連の府令について、金融コングロマリット内部の規制対象企業間の法令遵守やリスク管理等の内部管理機能の共有を認める重要な改正を行った。2004年には、金融庁は、銀行が仲介により証券会社に顧客を紹介できる方策を導入した。

数年前から、金融庁の監督局と検査局が金融コングロマリットに対する規制制度の見直しに動き出しており、現在ではグループを構成する各会社とは別に金融コングロマリット全体に対する実効的な規制に向けて進展がみられている。

(c) 日本における当協会の金融コングロマリット会員

当協会は、世界の最大手金融グループの大部分にあたる、17の金融コングロマリットを会員として擁する（添付会員リスト参照）。これらの金融コングロマリットの日本での組織構造は、証券取引法第65条及び第45条（金商法第33条及び第44条）のファイヤーウォール規制に対応するために大幅な変更を強いられている。当協会は、日本の当局はすでにファイヤーウォール規制についてある程度の緩和措置は講じたものの、極めて複雑な府令に基づく現行制度は、市場参加者にとって明確さや予測可能性を欠くものであると考えている。また、これは、規制対象金融機関に対しどのような業務が認められるのか明確な指針を提供するために、金融庁にとっても追加的に大きな負担を強いる結果ともなっている。

当協会は、今こそ、日本の当局が新たな段階に踏み出し、金商法の第33条の廃止と第44条に係る府令（未施行）の改訂を実施する時期であると考えている。GLBAの施行後の米国の状況を見ると、ファイヤーウォール規制を撤廃しても、(1)銀行と証券会社間のリスクの分離、(2)利益相反と内部者取引の防止、(3)優越的地位の濫用、についての規制・監督当局の正当な懸念に効果的に対応できることを示している。また、当協会は、同じグループ内の別々の法人に共通の上級幹部を任命できれば（「人的兼職」）、法令遵守の態勢を含めたグループ内のコーポレート・ガバナンスが向上すると考える。

現在、当協会の会員である金融コングロマリットは、日本におけるファイヤーウォール規制により次のような問題に直面している。(1)人事、組織、システムの重複による非効率、(2)グループ・レベルの事業戦略とリスク管理の策定・実施を含め、実効的で効率的な業務運営に対する制約、及び(3)顧客の利便性を最大限に高められる総合的な金融サービスの提供に対する制約。

提言：日本政府は、金商法第33条の廃止と第44条に係る内閣府令（未施行）の変更を真剣に検討すべきである。ただし、移行期間が必要であることは理解できるので、当局が暫定的に

次の措置を講じるよう提言したい。

1. 銀行、証券等の金融サービス事業を行う金融コングロマリットに、ファイヤーウォール規制の適用を受けないグループ全体に経営責任を負う国内代表者を任命することを認めるべきであり、さらに、内部経営管理目的のために顧客情報を共有することを認めるべきである。
2. 関連会社間又は第三者との情報の共有について、顧客から書面による事前の同意を得なければならないという要件は、原則として廃止し、あるいは少なくとも、顧客がグループ内の企業間で情報を共有しないよう請求できる権限を明示した開示義務に変更されるべきであり、これらは利益相反及び内部者取引に関する規則によって規制されるべきである。
3. 内部経営管理目的のために顧客情報を共有することは、当該金融グループが金融サービスの提供が主たる業務であって、また顧客に対してグループでの顧客情報を共有する方針を顧客に開示することを条件として、グループ内のすべての関連会社間で認められるべきである。
4. 「顧客情報」については、複数の法令に個別に定められているので、その定義を簡素化・明確化して透明性を高めるべきである。
5. 利益相反については、多様な事例があることを考慮して、利益相反に関する事例を明示した明解なガイドラインを作成すべきである。

第5章 日本の証券取引所の強化

証券取引所は、国民の共有財産であると考えべきである。事実、証券取引所は、一国の経済と資本市場の競争力を反映したものである。実効性ある取引所となるためには、取引所は、発行体、投資家、内外の市場仲介業者等の市場参加者から高い評価を得ていなければならない。この点で、我が国の証券取引所は、まだその潜在能力を十分に発揮できていない。取引所がグローバルな市場において真の競争力を確保するには、効率的、ダイナミックそして信頼しうる基盤を確立していなければならない。多くのアジアの上場企業を惹きつけ、それによって他の海外市場との差別化を図り、またアジアの他の地域から多くの成長企業を積極的に惹きつけるために豊富な資金を有効に活用することによって、東京をグローバル金融市場として確固なものとするには多くの課題が存在しているのは明らかである。

第2章で指摘したとおり、外国企業が東京での上場を望む理由は、日本の安定した経済の下で蓄積された巨額な資本のプールにアクセスしたいためである。目標は明確である。すなわち、「東京に上場すること」がアジア企業にとって品質保証の証となるようにすることである。

(a) 規制対応負担と上場費用の軽減

海外の優良企業や高成長企業(特にアジア企業)の東京への上場をさらに推進するために、積極的な対策を講じるべきである。しかし、そうするうえで重要な点は、規制のコストとコーポレート・ガバナンスを改善する必要性との間で、適正な規制上のバランスを見いだすことである。さらに、新規上場を誘致し、長期的に上場継続を図るには、株主1人当たりの上場費用を削減し、出来高の拡大を推進することが重要な検討課題となる。

提言：政府当局及び取引所は、(1)財務報告や内部統制に関する報告について、すでに他の主要市場に同様の報告書を提出している外国企業に対しては、いわゆる「日本版SOX法」の適用を限定し、要求を充足するためのコストを最小化し、(2)外国企業の上場を推進するために、例えば、国際財務報告基準(IFRS)で作成された報告書等の受理手続を緩和することなど、年間上場費用を大幅に削減すべきである。

(b) アジア企業の新規上場の招致

当協会は、東京がアジア企業にとっての上場を目指す市場となる絶好の機会であると考えている。これには、東京市場の利点をさらにマーケティングするだけでなく、東京市場に上場することが「品質保証」となることは維持しつつも、厳格さの余り多くの潜在力のある企

業を排除することとならないような上場基準の策定に配慮することが必要である。

提言：日本の当局は、政府の特別優遇策とより優れたマーケティングに注力し、アジア企業の上場誘致に特段の努力を傾けるべきである。東京証券取引所に、投資に伴うリスクをとる能力のあるプロ投資家向けに、アジアの成長企業を対象としたサブ市場を創設することを検討すべきである。

(c) 取引所に対する市場と投資家の信頼の確保

市場は常に取引所に安定性を求めており、その期待は強い。ここ数年の大規模な異常事態が発生した際に見せたニューヨーク証券取引所とロンドン証券取引所の復元力は、それが達成可能であることをし手している。

提言：国内の証券取引所は、危機（ソフトウェア及びハードウェアに関連する問題の双方）に有効に対処できるよう緊急時対応計画を整備することにより、市場参加者が感じる不安の軽減に努めるべきである。こうした計画には、取引システムの頑健性、健全な事業継続計画（BCP）、取引中断時の堅固な非常時対応計画の強化が含まれる。

(d) 取引所の統合

現在、日本には6つの証券取引所があり、ジャスダック証券取引所を除くすべての証券取引所に新興企業株式の上場市場がある。さらに、各証券取引所には、それぞれ独自の上場基準と取引規則がある。このことは、複雑さを増すばかりでなく、上場しようとする会社の間に「規則裁定」が発生する可能性がある。国内の証券取引所間の競争は重要であるが、国際的な市場競争力を確保するにはそれらの統合が必要である。

提言：当局と取引所は、取引所の数を大幅に減らし、大規模で競争力と活力のある取引所を創設することを真剣に検討すべきである。

(e) 多様な商品の上場

当協会は、東京証券取引所が海外の主要取引所との間で、ジョイント・ベンチャーを立ち上げて、戦略的提携を模索する動きは、上場商品の多様性を増やすものでもあり、歓迎する。

提言：取引所は、投資家に多様な投資機会を提供するために、さらに多種多様な金融商品の上場を認めるべきである。

第6章 ヘッジファンドにとっての東京市場の魅力の向上

日本企業にとっての重要な新しい資金供給源に対し、受容力のある環境整備を図ることは、きわめて重要である。従来の資本市場に加え、欧米でも他のアジア地域でも、代替投資手段（主にヘッジファンド）の活動が活発化している。ヘッジファンドは、市場に新たな流動性を供給することなどにより、活発な経済を支える重要な役割を果たすことができる。さらに、ヘッジファンドは、自らが投資した会社のガバナンスの健全性を高めることにより市場の企業体質を改善することもある。ヘッジファンド運用会社が大きなプレゼンスを占めている金融センターは、そうしたヘッジファンド運用会社にサービスを提供する多数のプロフェッショナル（弁護士、会計士、ITサービス業者等）を惹きつけることになる。アジアの国を含め、ヘッジファンドを誘致する環境整備に努めている国がある。その結果、ヘッジファンドのプロたちがその国での業務を開始することにより、当該国の企業に恩恵をもたらすだけでなく、その国の経済を活性化させ、税収を増大させている。ヘッジファンドが東京をその活動の拠点として選択するようヘッジファンドのマネジャーが持っている関心事項に日本が政策対応する機会が存在しているのは明らかである。

(a) 国際市場の状況

ここ10年間で、グローバルなヘッジファンド業界は爆発的な成長を遂げた。いくつかの金融センターがヘッジファンドを誘致しようとしてきたが、なかでも特に英国とシンガポールが成功を収めている。英国では、税務当局が「投資運用会社に対する非課税措置」を打ち出し、非居住者の税制適格ヘッジファンドの利益は英国の課税対象利益に含まれないようにしている。このことは、英国が、本人としてのオフショアのヘッジファンド自体の利益ではなく、代理人として英国に所在する投資アドバイザーの利益のみに課税することを意味している。こうした税制の変更は、ヘッジファンド運用アドバイザーのセンターとしてのロンドンの重要性を強化する上で重要な役割を果たしている。シンガポールは、税制及び規制上の優遇策を講じた「レッド・カーペット」アプローチを実施し、ヘッジファンド運用業務を営むファンド・マネジャーにとって、ほぼ間違いなくアジアで最も活動しやすい国となっている。

(b) 単一の組織による事業を可能にする

現行法の下では、ヘッジファンドのマネジャーは、単一の組織ですべての業務を行うのは難しいと考えている。投資アドバイザーが株券貸借のような投資業務を行うことは、他の地域では認められているが、日本の現行法では規制されている。さらに、ヘッジファンドとヘッジファンドの投資アドバイザーとは異なる認可が必要である。単一の組織で様々な業務を行うことには障壁があり、ヘッジファンドのプロフェッショナルが日本で事業を立ち上げる

意欲をそいでいる。

提言：日本政府は、単一の組織がその業務に不可欠の様々な業務を行うことができるよう規制対応を図るべきである。また、投資アドバイザーによる株券貸借業務に対する規制は、自由化されるべきである。国内市場における株券貸借取引は、中長期的な運用利回りの上昇を求める投資家にも積極的に認められるべきである。投資一任業務及び投資助言業務を含むヘッジファンド事業に必要な認可は、一元化されるべきである。

(c) 租税負担の軽減

(i) 日本で業務を行おうとするヘッジファンドは、厄介な課税に直面する可能性がある。日本におけるヘッジファンドのマネジャーないし国内での投資アドバイザーの活動により、日本国内でヘッジファンドが課税される可能性があり、これによりファンドの運用利回りは大幅に低下することになる。こうしたことが、ヘッジファンド運用会社が日本で業務を営む上での阻害要因となっている。

提言：ヘッジファンドの運用者が一定のガイドライン内において業務している限りにおいて、ヘッジファンド自体の利益には課税されないことを明確化するよう税制を見直すべきである。具体的には、ヘッジファンドのマネジャーが、ファンドが恒久的施設を有しているとみなされるリスクを負わずに、日本において幅広い投資一任業務を行うことを認められるべきである。

(ii) さらに、最近の立法により、個々のパートナーの保有額ではなく、パートナーシップ全体の保有額により、そのパートナーシップが利益の課税標準となる大規模会社の基準を超えたかどうか判断されることとなった。

提言：課税対象の判断に際し、パートナーシップ全体の保有総額を合算する法律を再検討すべきである。

(d) 適切な開示義務

米国をはじめとする多くの国や地域では、ヘッジファンドには、他の投資主体とは異なる規制が適用されている。通常、投資家数が限られているヘッジファンドは、登録・報告義務が免除されていることが多い。これに対し、投資運用会社として認可が要求される日本では、ヘッジファンドもまた定期的な開示義務に服さなければならない。

提言：他の国や地域の同様の制度との調和を図るために、ヘッジファンドの登録・報告義務が最小限となるよう、投資運用業者に適用される法令を改正すべきである。投資家の数が限られている代替投資主体の登録免除を検討すべきである。

第7章 より支援的な税制の実施

当協会は、2010年頃にはプライマリーバランスを黒字化することによって日本の財政状況を改善するという日本政府の努力を強く支持している。国の財政の健全性を回復することは、日本の今後の経済と社会の発展のより健全な基盤を築く助けとなる。安倍総理大臣の開放的で「美しい国、日本」の政権構想を実現するには、一層の財政整理統合が不可欠である。とはいえ、日本の法人税率が約40%と他の多くのOECD諸国を比較して高率であることは、広く知られている。さらに、OECDの「対日経済審査報告書」（2006年7月）によると、法人税を支払っている企業は、全体の3分の1にとどまっている。このことは、中期的に財政均衡を達成するには、法人税率を引き下げるために課税基盤を拡大する措置が必要になることを示唆している。

(a) 「貯蓄から投資へ」の流れの加速

金融センターとしての東京の重要性を高めるには、「貯蓄から投資へ」の流れを加速する課税政策措置が必要である。野村資本市場研究所が2007年2月16日に金融審議会スタディグループに提出した文書（10 - 11頁）によれば、米国では、「投資退職口座（IRA）」や「401k」のような課税政策措置が個人による金融市場への投資を推進する上で重要な役割を果たしてきた。これは、一世代前から始まっている措置であり、金融サービス業界と企業の資金調達、さらに実際には社会全体にも永続的な恩恵をもたらしている。同様に、海外市場の例を見ても、株式取引に対する優遇的なキャピタルゲイン制度の導入は、投資家を刺激し、取引を活性化させることは明らかである。

提言：日本政府は、個人が自己の投資計画を策定し、貯蓄資金を証券投資に誘導することを一層推進する各種税制措置を導入すべきである。こうした措置には、課税繰延制度や、投資を奨励する魅力的なキャピタルゲイン課税及び配当課税の恒久的低率化を含むべきである。

(b) 租税条約の近代化

日本は、44か国と租税条約を締結しているが、そうした租税条約のほとんどは1970年代から1990年代に締結交渉されたものである。海外各国は、クロスボーダー取引を活性化するために租税条約の改正を進めているが、日本の租税条約は、一部の例外を除けば、利子と配当に対し他国よりも高い源泉徴収税率（10%から15%）を課している。

最近改正された日米租税条約、日英租税条約、日仏租税条約を除き、この点の改正は行われていない。日米租税条約をみると、特に年金基金に対する二重課税リスクが回避され、両

国間の投資が促進されたことは明らかである。当協会は、日英租税条約についても同じ効果が生じることを期待している。

米国と英国においては、日米租税条約と日英租税条約と同様の枠組みによる低い源泉徴収税率や課税免除を定めた条約を広範囲な国と締結している。さらに、米国と英国には、国内税法上非居住者である投資家に対し源泉徴収税を免除する制度がある。日本と競合する他のアジアの市場では、租税条約をクロスボーダー取引を拡大する手段であると捉えている。香港では利子や配当に源泉徴収税を課していないし、シンガポールでも配当に源泉徴収税を課していない。

適切な対策を講じない限り、日本市場は、クロスボーダー取引に関して他国との競争力を失うおそれがある。

提言：日本政府は、(1)租税条約の改正及び「近代化」のための交渉を加速し、(2)租税条約の締結国数を増やし、(3)租税条約に基づく源泉徴収税の軽減適用を受けるための事前承認制度を廃止し、(4)源泉徴収税の申告義務全般を簡素化すべきである。

(c) 税法と事務手続の整備

金融センターにとって合理的で効率的な課税制度を有することは重要な競争要因であることは広く認識されている。この点で民間からより幅広い意見を聞くことにより税法及び税務上の手続を整備することが重要である。

提言：日本政府は、租税政策の策定と税制の改正に関して国内外の民間部門と協議するためのオープンなプロセスを構築し、法案の内容を公表し、民間に助言や意見を求めるべきである。日本政府は、合理的で一貫性のある税法の解釈を広めるため公的な課税判断を公表する制度を導入すべきである。税務調査は、帳簿を仔細に調べるのではなく、オーストラリアが最近導入したように、リスク調査に重点を置くものに改革すべきである。最後に、日本の課税制度に対する産業界の信頼を高めるために、納税者の秘密情報の公表を禁止する法律は確実に遵守されなければならない。

第8章 人事に関する問題

(a) はじめに

金融サービス業界においては、人がすべてである。有能な人材を常に供給できるか否かは、重要な金融センターとなるうえで必須条件である。マッキンゼーの国際金融センターとしてのニューヨークの将来に関する報告書（2007年1月）には、次のような記載がある。

「金融センターにとって質の高い人材は不可欠であり、金融セクターの幹部社員は、金融センターとしての成功の鍵となる18の要件のうち『人材』（高度な能力を有する専門職）を最重要の要素とした。」（「ニューヨークと米国のグローバル金融サービスにおける優位を持続するために（Sustaining New York's and the U.S.' Global Financial Services Leadership）」16頁）。

英国、シティの行政機関（Corporation of London）が委託した2005年11月の報告書も、同様の結論が導かれている。

「高い技能を持つ人材を確保できるかどうかは、国際金融センターの競争力において唯一最も重要な要件として評価されていた。それは、また、2003年の調査でも最も重要な要件として位置づけられていた。」（「国際金融センターとしてのロンドンの競争的地位（The Competitive Position of London as a Global Financial Centre）」18頁）

ニューヨークとロンドン、世界で最も重要な金融センターであり、その主要な理由は世界中から最も能力のある人材を惹きつけることができることにある。

総じて、当協会の会員である金融機関は、今日でも、各社で働く国内外の優秀な人材が不足していると感じている。この問題は、日本の人口動態を考慮すると今後深刻化することが予想される。さらに、日本の景気回復基調が続き、金融市場の活動が増大するにつれて、高度な能力を有する人材の需要はさらに増大することが予想される。

金融センターとして成長し、繁栄するための適切な「人的環境」を構築する上で、公的セクターは重要な役割を担っている。重要な課題としては、教育と専門研修の整備、入国管理政策の自由化、より柔軟な労務管理の実現、能力のある外国人労働者にとって日本をより魅力的なものにすることなどがある。

(b) 教育

(i) 実用英語教育

将来の金融セクターで働く者の人材育成は、大学入学前の段階から行うことが重要である。

今日の国際金融における共通言語は英語であり、今後も当面は変わらないであろう。したがって、日本の教育制度は、実用的な英語能力の水準を向上させることが重要である。このことは、金融センターとして東京と競合するシンガポールや香港等の地域では、長年実務で英語が使用されていることからして特に重要である。さらに、中国本土の若年層の間で英語熱が高まっており、実際、当協会の会員のなかでも、中国本土で現地採用された新入社員は英語が堪能であるとみている。

提言：日本政府は、若年層の実用英語能力向上のための施策を導入すべきである。

(ii) 「金融に関する能力」教育

政府の第二の役割は、大学入学前の段階で基本的な金融教育を推進することである。金融教育は、若年層が将来金融業界に就職するための準備となるだけでなく、国民全般の「金融に関する能力」の水準の向上によって、国民が個人として金融取引に関する意思決定能力を高めることができるというもう一つのメリットがある。日本証券業協会は、学生や一般国民に対して証券に関する一般の意識向上と、証券に関する知識の普及を推進するプログラムを実施しているが、こうしたプログラムは規模が比較的小さい。

この問題については、英国のゴードン・ブラウン蔵相が、2007年1月に、金融サービス機構が重要な役割を果たしている金融に関する能力への重要な施策を公表している。

「英国政府は、一般消費者が能力を備えて市場で活発な役割を果たすことができるようになれば、こうした資金供給側に対する施策はより効果を発揮するものと考えている。消費者の金融に関する能力（金融を管理する知識、理解能力、意欲）を高めることは、個人にとっても、金融サービス業界にとっても、ひいては英国経済全体にとっても持続的な恩恵をもたらすことになる。」（「金融能力：政府の長期アプローチ（Financial Capability: the Government's long-term approach）」7頁）。

提言：日本政府は、若年層の個人金融に関する基礎知識の向上を目的として、英国の「金融に関する能力」向上プログラムに準じたプログラムを導入すべきである。

(iii) 専門教育・研修

自然科学系以外の分野では、一般に、日本の大学・大学院の課程は、金融セクターのような専門知識の必要な業界への就職準備のための教育に高い優先順位を置いていない傾向がある。このことは、英米や、香港、シンガポールのような他のアジア地域の大学と対照的である。さらに、日本には、他国のMBA課程レベルの実務的でより高度な金融教育を教えることができるビジネススクールが不足している。加えて、例えば米国と比較しても、日本の金融専攻の学生数は非常に少なく、日本のビジネススクールの金融または金融関連コースの数も極めて少ない。

大学卒業後も、教育・研修をおろそかにすべきではない。日本では、金融、法務サービス、会計、ITなどのより幅広い分野で金融市場の構造基盤を整備するためにも、専門家教育を拡充することが重要である（下記第9章参照）。他国では、その効果的な方法は、実務教育を目的とした官民が共同した取り組みが効果的であると考えられている。

提言：日本政府と主要大学は、(1)海外の教員・実務家の招聘や、産学協力及び専門家の相互交流等を通じて実学を重視した大学教育の拡充、(2)大学の金融・金融関連コースの拡充とそうしたコースへの学生の積極的な招致、(3)主要な専門大学院、教員、学生、実務家を対象とした交流プログラムの推進を図るべきである。

提言：日本政府は、国際的な実例をモデルとして、金融業界の官民協同の研修センターの設置に向けた協議を金融サービス業界と開始すべきである。

(iv) 実務研修/インターンシップ

金融セクターへの就職に関心のある英米の若年層は、例えば、夏季休暇中のインターンシップを通じて、現場で実務経験を得る機会が多い。日本では、最近状況が変わり始めているものの、インターンシップに門戸を開いている企業数は限られている。インターンシップ制度は、学生が自己の将来の進路を決定する手助けになると共に優秀な人材が金融セクターに就職する機会を増大させることになる。

提言：日本政府は、金融業界と協力して、金融セクターのインターンシップを更に増加させるための施策を導入すべきである。

(c) 女性及びその他労働力の参加を促すための入国管理政策

本章の「はじめに」で述べたとおり、国際金融センターとして成功するには高度な能力を有する人材の確保が不可欠である。当協会は、日本政府が高い技能をもつ専門職の査証の発給に関しては適切に対応しているものと見ている。熟練労働者に対する前向きな入国管理政策は、東京をグローバル金融センターとして発展させるために主要な競争上の優位性をもたらす。実際、前述のマッキンゼー報告書によると、米国政府の現行入国管理政策は、グローバル金融センターとしてのニューヨークの将来にとって重大な脅威となると指摘している。

「米国の入国管理政策によって、非米国市民が教育や就職のために米国に入国することが難しくなっており、ニューヨークの競争優位性に直接の悪影響を及ぼしている。〔中略〕逆に、欧州連合域内の人の移動の自由化により、柔軟性のある入国管理政策が実施されている他の金融市場（特にロンドン）では最良の人材を集めることができるのである。」「（「ニューヨークと米国の国際金融サービスの優位を持続するために（Sustaining New York's and the U.S.'s Global Financial Services Leadership）」16頁）

現代の国際金融センターが必要としているのは、内外の有能な人材である。高度な熟練労働者が職場に参加するには、それを可能とする適切な政策が必要である。

女性が金融サービス業界で高い能力を要求される専門職に就くには、適切な育児支援サービスや家事補助サービスの利用は欠かすことができない。日本では、特にフルタイムで働く女性プロフェッショナル向けのこうしたサービスが普及しているとは言えない。これに対し、東京以外の金融センターにおいては、育児を専門とするベビーシッターや家事補助者などのサポート・サービスが充実しており、それらに従事しているのは、多くが外国人労働者である。

日本の入国管理政策が厳しく、2006年以降東京都内ではその運用がさらに厳格になっているために、日本に駐在する外国人家庭が家事補助者の身元引受人となることは非常に難しくなっている。実際、こうした家事補助者の身元引受人になることができるのは、一部の幹部社員だけである。

男女・出身国を問わず多くの専門能力の高い人材が、東京の金融セクターの成長に寄与することができるためには、育児支援サービスや家事補助サービスがより広く提供されることが求められる。しかしながら、東京ではこうしたニーズを満たすことができる労働者が十分に供給されているとは言えない。当協会の会員の多くによると、育児や家事の支援サービスを受けられないという理由により、専門能力の高い社員に東京転勤を説得することが次第に

難しくなっているとのことである。最善の解決策は、政府がより支援的な入国管理政策を実施することである。

提言：日本政府は、専門能力を有する女性及び外国人の金融業界での就業を拡大する支援策として、育児支援ヘルパー及び家事補助者に対する就業査証の交付を増やすべきである。

(d) 柔軟な労務管理の推進

東京と競合する市場（ニューヨーク、ロンドン、香港及びシンガポール）は、効率的で公正な労務管理が可能なことで知られている。

(i) 雇用主の就業者管理上の自由の拡大

前掲OECD報告書（経済労働白書第526号「世界経済への日本の統合強化（Economics Working Paper 526, Strengthening the Integration of Japan in the World Economy）」2006年11月29日、15頁）には、次のような記述がある。

「特に、厳格な雇用保護法制によって事業再構築費用の不透明性が高まったことが、対日直接投資の減少要因になっていると認められる。（略）日本国内の正規労働者の雇用保護の厳格さは、OECD加盟諸国中第10位である。（略）」

当協会の会員は、必要とされる専門能力が刻々と変化する金融サービス業界で競争力を維持するためにも、柔軟な労務管理を行うことが重要であると確信している。

提言：日本政府は、雇用主の労務管理上の機動性を高めることができるようにすべきである。

(ii) サービス業界の雇用状況に応じた労働法制の改正

日本の労働基準法の考え方の基本は、「経営者」対労働者である。しかし、この考え方は、金融サービス業界ではやや時代遅れとなっている。例えば、当協会の会員は、非常に高い給与を得ているにもかかわらず管理監督責任を負わない、高度な専門能力を有している正規の従業員を多く雇用している。労働基準法では、そうした従業員は管理職とみなされず、平均的な従業員からみれば非常に高額の報酬を得ているにもかかわらず、残業手当の支給対象になる場合がある。

提言：日本政府は、残業手当に関していわゆる「ホワイトカラー・エグゼンプション」を導入すべきである。

(e) 専門能力を有する外国人の招致

非常に高い能力を有する人材を求める金融センター間の競争において、個人の所得税率が重要な要素となる。金融センターとしての東京は、アジア地域の他の市場、特に香港とシンガポール（最高税率はそれぞれ16%、20%で、国外所得と投資収入が非課税であるために、ほとんどの外国人就業者の実効税率は大幅に低くなっている。）と競争関係にある。日本では、個人所得に対する最高税率は、住民税率を含めると約50%であり、2006年の税制改正後、これまで以上に多くの外国人就業者にこの税率が適用されている。

2006年に、日本は、外国人居住者に関する税制を変更した。現在、日本国籍を持たない非永住者は、直近10年のうち5年を超えて日本に居住していれば、国内外で得た全所得を申告しなければならない。当協会は、こうした税制は、以下の理由によって東京市場がより重要な金融センターとなる上ですでに重大な悪影響を及ぼしていると考えている。第一に、日本での滞在期間が5年を超えた場合の税務面の影響を理由として、金融サービス業の専門能力を有する外国人が日本に長期間居住してその経験や知識を高めようとする意欲がそがれてしまう。第二に、企業が日本関連業務を日本国外（特にアジア）へ流出させることを促すこととなり、結果的に日本の所得税及び法人税収が減少することとなる。したがって、表面的には、2006年のこうした税制の変更による個人からの所得税収増があるように見えるかもしれないが、その税収よりも、専門知識を有する外国人にとっての東京市場で働く魅力を損ね、業務の日本からの流出による税収の減少の方がはるかに大きい。

提言：日本政府は、アジア地域の他の金融センターと競争できるよう、日本での滞在期間が5年以内の非居住者については、国内源泉の給与所得に限り課税するよう、2006年以前に実施されていた税制に戻すべきである。

第9章 グローバル金融センターとしての東京の重要性を高めるためのその他の支援措置

(a) 専門的なサービス社会の強化

規制環境に加えて、公正かつ機動的で透明な法制度の存在は、国際的な投資家や仲介業者が市場に対して抱く信頼性の程度に大きな影響を及ぼす。司法制度と法務・会計分野における専門家の質も、またそれに関連する要因である。当協会は、日本には高度に発展し、尊敬に値する司法・法制度が存在すると認識しているが、グローバル金融センターとしての東京の競争力を一層高めるためにはさらなる施策を講じることが必要であるものと考えている。

第8章で述べたシティの行政機関であるCorporation of Londonの委託による2005年11月の報告書（「グローバル金融センターとしてのロンドンの競争的地位（The Competitive Position of London as a Global Financial Centre）」）では、有能な人材を確保することの重要性が強調されている。当協会の会員も、金融機関で勤務する、高度な熟練した日本人弁護士を雇用するのが困難であるとしている。さらに、日本の法律事務所でも、複雑な国際金融取引に対応できる法務サービスの人材が不足している。

同様に、グローバル金融センターでは、会計士も重要な役割を担っている。日本では、国際資格をもつ会計専門家が十分に供給されていない。

提言：日本政府は、（司法制度改革審議会の提言に沿って）弁護士数を大幅に増員し、日本国内における国際的法律事務所の活動を拡大するために一層の措置を講じ、また、法科大学院での実務コース等において国際金融に関する法律専門家の専門知識を向上させるための施策を導入すべきである。さらに、日本政府は、関係当局と協力して、国際資格をもつ会計専門職の供給を増やすべきである。

(b) 立法及び政策決定手続全般の改善

前記第3章及び第7章(c)で述べたとおり、総じて、立法及び政策決定過程において民間との協議の程度を高める必要がある。

提言：日本政府は、(1)民間部門や利害関係者との間でオープンで実効的な協議を可能とし、(2)法律施行前に十分な準備ができるよう法令・規則(法案・規則案を含む。)を早期に公表し、(3)適切な経過措置期間（特に税法）を設けるべきである。

(c) 空港サービスの改善

東京は、世界の「メガ・シティー」のなかでも交通機関が最も発達しているなど、公共インフラが高度に整備されている。しかしながら、今日の世界では、効率的で便利な空港が、国際ビジネスマンが事業・投資を決定する際に影響を及ぼす重要な要素と考えられている。香港やシンガポールの空港が海外からの旅行と投資の促進に好影響を及ぼしていることに注目する必要がある。

成田空港と東京間の移動に要する時間と労力が、国際ビジネスマンが訪日を躊躇う大きな要因となっていることは広く知られた事実である。とは言え、第二滑走路の完成により、空港サービスと発着回数が改善しており、新しい成田第一ターミナルの南ウィングは多くの旅行者に感銘を与えている。

当協会は、現在2010年に予定されている羽田空港の第四滑走路が完成すれば、現在のチャーター便やソウル（金浦空港）へのフライト以外にも、国際線を増便できると考えている。

提言：日本政府は、羽田空港の国際線の発着能力を大幅に高めるよう強く働きかけるべきである。さらに、日本政府は、成田空港東京間の移動時間を大幅に短縮するというコスト節約にすぐれた輸送手段を導入すべきである。

国際銀行協会 会員一覧

平成 19 年 2 月 1 日 現在

金融グループ * (17)	
エービーエヌ・アムロ	HVBグループ
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	JPモルガン・チェース
バークレイズ銀行グループ	カナダロイヤル銀行
BNP パリバ	ソシエテジェネラル
カリヨン銀行グループ	ニューヨーク銀行
クレディ・スイス・グループ	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド
ドイツ銀行グループ	UBS銀行
ドレスナー銀行グループ	ウエストエルビー・アーゲー
HSBCグループ	
商業銀行 (32)	
アメリカン・エクスプレス銀行	デクシア・クレディ・ローカル銀行
オーストラリア・ニュージーランド銀行	アイエヌジー バンク エヌ ヴィ
ビルバオ・ピスカヤ・アルヘンタリア銀行	国民銀行
ブラジル銀行	ロイズTSB銀行
イタウ銀行	メトロポリタン銀行
バンコック銀行	ナショナル オーストラリア銀行
交通銀行	オーバーシー・チャイニーズ銀行
インド銀行	フィリピン・ナショナル・バンク
中国信託商業銀行	バンクネガラインドネシア
中国建設銀行	ラボバンク ネダーランド
CIMB銀行	スタンダードチャ - タード銀行
シティバンク・エヌ・エイ	インドステイト銀行
コメルツ銀行	ノヴァ・スコシア銀行
オーストラリア・コモンウェルス銀行	ユバファーアラブ・フランス連合銀行
DBS銀行	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
デプファ銀行	ワコピア バンク ナショナル アソシエーション
証券会社 (11)	
ベアー・スターンズ(ジャパン)証券会社	リーマン・ブラザーズ証券会社
CIBC証券会社	マッコーリー証券会社
ゴールドマン サックス証券株式会社	メリルリンチ日本証券株式会社
ICAP東短証券株式会社	モルガン・スタンレー証券株式会社
イクシス証券会社	トロントミニオン証券会社
KBC証券会社	
駐在員事務所 (5)	
サンタンデール セントラル イスパノ 銀行	バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行
CIC 銀行	スウェッドバンク
ユーロクリア・バンク	
アドバイザー (8)	
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所	あずさ監査法人
東京青山・青木法律事務所	プロモントリー・フィナンシャルグループ
ベーカー & マッケンジー 外国法事務弁護士事務所	西川綜合法律事務所
ハーバート・スミス外国法事務弁護士事務所	シドリー・オースティン外国法事務弁護士事務所
KFi フィナンシャル	ホワイト & ケース 外国法事務弁護士事務所

* 日本において銀行業と証券業を営んでいる金融機関グループです。